**2020年10月20日山口県交渉レジュメ**2020.10.16 熊本一規

**１．「利害関係人」について**

これまでの交渉で明らかになったこと

①山口県は、一般海域占用許可における「利害関係人」を「占用区域における排他独占

的権利の権利者」に限定して運用している。

②「条例に基づいて運用」というが、そのような運用ができる法的根拠は無い。

③法的根拠は無いが、「ボーリング調査が排他独占的に占用区域を使用するため、占用

区域内の排他独占的権利とボーリング調査は相容れないから」との説明はされた。

質問

Q1. 「利害関係人」を「排他独占的権利の権利者」に限定している法律辞典,法律,条例はあるか

(裏面[参考]を参照)？

Q2. 「利害関係人」を「排他独占的権利の権利者」に限定して運用するのは憲法94条（地方公

共団体は…法律の範囲内で条例を制定することができる）違反ではないか。

　 Q3. 資料１を如何に説明するか。

**２．漁業権は「排他独占的権利」か**

・漁業法によれば、漁業権とは「特定の水面において特定の漁業を営む権利」。

漁業権は物権とみなされ(漁業法23条)、妨害排除請求権を持つ。

・浜本幸生(「漁業法の神様」)「漁業権は漁場の独占的利用権でもなく、水面を支配し又

は占用する権利でもない」（資料２）

質問

Q4.漁業権は「排他独占的権利」か、それとも「物権的権利（妨害排除請求権を持つ権利）」か？

**３．自由漁業も「公共用物使用権」になり、妨害排除請求権を持つ**

・公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱２条５項

　　 この要綱において「権利」とは、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣

習上の利益を含むものとする。

・要綱２条５項の例として、許可漁業、自由漁業が挙げられている。

・公物法では、「社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益」を「**慣習法上の権利**」といい、海や河川等の「公共用物」について成立した「慣習法上の権利」を「**公共用物使用権**」という。

・「公共用物使用権」もまた漁業権と同様、妨害排除請求権を持つ。

法学者の間でも判例でも通説になっている（資料３原龍之助『公物営造物法』参照）。

・漁業権も自由漁業の権利（慣習法上の権利）も「排他独占的権利」でなく「妨害排除

請求権を持つ権利」。∴自由漁業者を利害関係人に含めない理由は全くない。

**４****.山口県2019.11.11発言「ボーリング調査は条例に基づくので損失補償は必要ない」**

（資料４)**について**

・一般海域占用許可書(指令平31河川第321号)（資料５）の条件(3)と矛盾する。

・中電は、昨年のボーリング調査にも2000年補償契約で補償した、と説明している(資料６「漁業補償等に係るご質問について（ご回答）2019.12.10」参照）。

質問

Q5. 条例に基づく事業においては損失補償は必要ないのか？

Q6. 一般海域占用許可書の条件(3)等が満たされないときは、許可は取り消されるのか。

[参考]利害関係人の定義・解説

１．法律辞典

〇我妻栄編集代表『新版 新法律学辞典』

　 ある事実の有無又はある行為もしくは公の機関の処分等によって自己の権利又は利益に

影響を受ける者

〇林修三ら共編『法令用語小辞典』,『法令用語辞典』

主として第三者の行為又は公の機関がする処分によって自己の利益を害されるおそれのあ

る地位にある者

２．法律

〇再エネ海域利用法９条２項：国交省港湾局海洋環境課

　 「利害関係者」には、「先行利用者」を含み、許可漁業者や自由漁業者も含む。

〇都市計画法17条２項：『逐条問答　都市計画法の運用[第2次改訂版]』270頁

　「利害関係人」とは、……法律上の利害関係を有する者のほか、ひろく、その土地の周辺

の住民、決定される施設を利用しようとする者も「利害関係人」となる。

〇土地収用法25条1項：小澤道一『逐条解説 土地収用法 上巻』384頁

　 「事業の認定について利害関係を有する者」の範囲は、広く解してよい。土地所有者、関

係人、準関係人(43条2項)のみならず、事業の恩恵に浴する者（施設の利用予定者）や

事業により環境面での影響を受ける者も含まれる。

〇公有水面埋立法

3条3項：第１項ノ告示アリタルトキハ其ノ埋立ニ関シ利害関係ヲ有スル者ハ同項ノ縦覧

期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得

〇公有水面埋立法施行令

　 　6条：都道府県知事ハ埋立ニ関スル法令ニ規定スルモノノ外埋立ノ免許ニ公益上又ハ利害関

係人ノ保護ニ関シ必要ト認ムル条件ヲ附スルコトヲ得

３．山口県条例

〇自然環境保全条例7条4項

前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、……知

　 事に意見書を提出することができる。

〇自然海浜保全地区条例2条5項

　　 前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、……知

　　事に意見書を提出することができる。

〇希少動植物種保護条例5条4項

前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、……知事に意見書を提出するこ

とができる。